

令和 3 年 4 月 30 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2020

課題番号：16K03363

研究課題名（和文）交通刑法のグランドデザイン構築へ向けた基礎的研究

研究課題名（英文）Fundamental studies toward construction of grand design for traffic criminal law

研究代表者

古川 伸彦（FURUKAWA, Nobuhiko）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：00334293

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,600,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、交通犯罪の処罰とその抑止を図るための刑事法制の在り方に関して、犯罪論領域の研究、具体的には、自動車運転死傷行為等処罰法の定める危険運転致死傷罪、過失運転致死傷罪等、自動車の運転により人を死傷させる罪の解釈及び適用上の諸課題の論究と、それらの刑事責任の基礎を成す刑事過失論の基礎理論の探究を遂行し、それによって様々な実際の事案における現行法制の綻びを炙り出し、論文発表を通じて学界に発信した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、交通事故の抑止のために交通犯罪関連法令の改正が積み重ねられてきたものの、今なお目を覆うような交通死傷事故が後を絶たない我が国の社会状況と、ゆえに根本的・包括的な交通刑法の理論枠組み構築の必要性が喫緊の課題となっている学問状況を踏まえて、様々な実際の事案に注目してより良い解決を追求する研究活動及び成果発表を通じ、理論刑法学の見地から上記課題にどう取り組むべきかについての発信・提言に繋げた。

研究成果の概要（英文）：This study was conducted in the field of criminal law on what the criminal law system for traffic crime should be. Mainly, various issues on the interpretation and application of crimes such as “Dangerous Driving Causing Death or Injury” and “Negligent Driving Causing Death or Injury” defined in “Act on Punishment of Acts Inflicting Death or Injury on Others by Driving a Motor Vehicle, etc.” were investigated. Furthermore, fundamental research especially for the theory of criminal negligence, which forms the basis of those criminal responsibilities, was carried out. Specifically, in some actual cases, lack or inadequacies of the current legislation were discovered. The results were read to academia through the publication of papers.

研究分野：刑事法学

キーワード：刑法 過失運転致死傷罪 危険運転致死傷罪 業務上過失致死罪 重過失致死傷罪

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

## 1. 研究開始当初の背景

(1) わが国における交通事故の発生状況は、残念ながら世界有数の「上位」にある。人口10万人当たりの事故件数は、「自動車大国」アメリカ合衆国と比肩する「最上位」である(総務省統計局『世界の統計2015』14-3)。平成25年度における刑法犯の認知件数の罪名別構成比の第1位は窃盗(51.2%)であるが、第2位は自動車運転過失致死傷等(31.5%)であって(法務省『平成26年版犯罪白書』1-1-1-1)。また、刑法犯の検挙人員の罪名別構成比の第1位は自動車運転過失致死傷等(70.3%)であった(同前1-1-1-2)。

(2) 如上の現状に対し、わが国における交通犯罪関係法令は、改正を重ねてきた。まず、自動車を運転して過失により人を死傷させた場合は、長らく業務上過失致死傷罪が適用されてきたが、平成13年の刑法の一部改正(法律第138号)により危険運転致死傷罪が新設された。また、平成19年の刑法の一部改正(法律第54号)により自動車運転過失致死傷罪が新設された。さらに、平成25年に成立した自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(「自動車運転死傷行為等処罰法」、法律第86号)が、平成26年5月20日から施行された。加えて、道路交通法においても、飲酒運転・無免許運転等の悪質・危険な運転行為に対する罰則強化を主たる内容とする一部改正が、数次にわたって行われた(平成19年法律第90号、平成25年法律第43号等)。

(3) しかしながら、自動車運転死傷行為等処罰法の成立に際しては、衆議院法務委員会・参議院法務委員会の双方において附帯決議が付された。現行法制は弥縫策の域を出ておらず、近い将来に根本的かつ包括的な交通刑法の改正が必要となることが認識されていた。

## 2. 研究の目的

(1) 上記「研究開始当初の背景」に基づき、交通犯罪の処罰とその抑止を図るための刑事法制の在り方に係る基礎理論の研究を行うことを目的とした。ただし、対象を「自動車の運転」に限定することは、研究の視野を狭くし、ひいては応用可能性を減ずる虞があるので、自動車以外の交通における事故とその刑事的対応についても、目的に含めることとした。

(2) 具体的には、現実の事案類型を踏まえ、「過失運転致死傷罪」及びその基礎にある刑事過失論の基礎理論(「業務上過失致死罪」及び「重過失致死傷罪」を含む。)、 「危険運転致死傷罪」及びその現行法上の諸類型の解釈・適用について、包括的に研究の対象とした。

## 3. 研究の方法

(1) 基礎領域においては、交通犯罪に係る実際の罰則適用に耐える基準の提供と、将来の法改正の基点となるべき視座の提供を可能とすべく、方法論としては、刑法解釈学の見地から、比較法的知見をも取り入れつつ、各犯罪類型の罪質を精確に論定することに努めた。

(2) 応用領域においては、現行法制の適用上の課題を洗い出し、補充や改正を要する点を明らかにすべく、方法論としては、刑事裁判に現れたアクチュアルな事案を収集・調査し、医学・工学等の知見をも参照しつつ、適正な処罰が実現されているかどうか、実現されていないとすればその原因、及びその原因を取り除く具体的な方法を析出することに努めた。

## 4. 研究成果

### (1) 刑事過失基礎理論関係

最決平成28・7・12刑集70巻6号411頁について

概要：花火大会が実施された公園と最寄り駅とを結ぶ歩道橋で多数の参集者が折り重なって転倒して死傷者が発生した事故について、警察署副署長に同署地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯は成立しないとされた事例。

判旨：花火大会が実施された公園と最寄り駅とを結ぶ歩道橋で多数の参集者が折り重なって転倒して死傷者が発生した事故について、警備計画策定の第一次的責任者ないし現地警備本部の指揮官という立場にあった警察署地域官と、同署副署長ないし署警備本部の警備副本部長として同署署長を補佐する立場にあった被告人とでは、分担する役割や事故発生の防止のために要求され得る行為が基本的に異なっていたなどの本件事実関係(判文参照)の下では、事故を回避するために両者が負うべき具体的注意義務が共同のものであったということではできず、被告人に同署地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯は成立しない。

最決平成29・6・12刑集71巻5号315頁について

概要：曲線での速度超過により列車が脱線転覆し多数の乗客が死傷した鉄道事故について、鉄道会社の歴代社長らに業務上過失致死傷罪が成立しないとされた事例。

判旨：快速列車の運転士が制限速度を大幅に超過し、転覆限界速度をも超える速度で同列車を曲線（本件曲線）に進入させたことにより同列車が脱線転覆し、多数の乗客が死傷した鉄道事故について、同事故以前の法令上、曲線に自動列車停止装置（ATS）を整備することは義務付けられておらず、大半の鉄道事業者は曲線にATSを整備していなかったこと、同列車を運行する鉄道会社の歴代社長らが、管内に2000か所以上も存在する同種曲線の中から、特に本件曲線を脱線転覆事故発生の危険性が高い曲線として認識できたとは認められないこと等の本件事実関係（判文参照）の下では、歴代社長らにおいて、ATS整備の主管部門を統括する鉄道本部長に対しATSを本件曲線に整備するよう指示すべき業務上の注意義務があったとはいえない。（補足意見がある。）

#### 総括と展望

過失犯に共同正犯現象があり得るかどうかは、かねて見解の一致を見ない問題であったが、判例の立場は上記により固まったため、同決定の依拠する「共同義務の共同違反」との視座について、理論的分析を行い、その成果を論文に著した。その応用問題として、過失運転、危険運転の共同正犯現象、特に、人を死傷させた車両の運転者以外の者の正犯性をどう考えるかという課題が明らかになった。より根本的には、過失犯における「注意義務」の実体及び認定の在り方が、上記により問い直されている。この点についての成果発表及び意見交換を、2020年度の日本刑法学会大会でワークショップをオーガナイズして実施する予定であったが、COVID-19問題により大会が延期されたため、2021年度の大会で実施する。

## (2) 過失運転致死傷罪関係

東京高判平成25・6・11判時2214号127頁について

概要：被告人が、運転していた自動車を道路左端に停車後、同車から降車するため運転席ドアを開けた際、折から右後方から進行してきた被害者運転の自転車に同ドアを衝突させ、よって、被害者に傷害を負わせ、かつ、被害者を救護する等の措置を講ぜず、その事故の発生を直ちに警察官に報告しなかった事案において、自ら降車するために自動車のドアを開けた被告人の行為は、自動車の運転に付随する行為であって、自動車運転業務の一環としてなされたものと認められるとして、業務上過失傷害罪並びに救護義務違反及び報告義務違反の成立を認める一方、原判決後の事情を考慮して、被告人に懲役10月の実刑を言い渡した原判決を破棄し、被告人に懲役10月、執行猶予3年を言い渡した事例。

判旨：自動車を運転していた者が自ら降車するためにドアを開ける行為は、自動車の運転に付随する行為であって、自動車運転業務の一環としてなされたものとみるのが相当であり、普通乗用自動車から降車するために自車右側の運転席ドアを開けるに当たり、右後方から進行してくる車両の有無及びその安全を十分確認しないまま漫然同ドアを開けた過失により、被害者が運転する自転車に同ドアを衝突させて同人を路上に転倒させて傷害を負わせた場合には、業務上過失傷害罪が成立する。

最決平成15・1・24判時1806号157頁について

概要：黄色点滅信号で交差点に進入した際、交差道路を暴走してきた車両と衝突し、業務上過失致死傷罪に問われた自動車運転者について、衝突の回避可能性に疑問があるとして無罪が言い渡された事例。

判旨：しかし、対面信号機が黄色灯火の点滅を表示している際、交差道路から、一時停止も徐行もせず、時速約70キロメートルという高速で進入してくる車両があり得るとは、通常想定し難いものというべきである。しかも、当時は夜間であったから、たとえ相手方車両を視認したとしても、その速度を一瞬のうちに把握するのは困難であったと考えられる。こうした諸点にかんがみると、被告人車がA車を視認可能な地点に達したとしても、被告人において、現実にA車の存在を確認した上、衝突の危険を察知するまでには、若干の時間を要すると考えられるのであって、急制動の措置を講ずるのが遅れる可能性があることは、否定し難い。そうすると、……被告人が時速10ないし15キロメートルに減速して交差点内に進入していたとしても、上記の急制動の措置を講ずるまでの時間を考えると、被告人車が衝突地点の手前で停止することができ、衝突を回避することができたものと断定することは、困難であるといわざるを得ない。そして、他に特段の証拠がない本件においては、被告人車が本件交差点手前で時速10ないし15キロメートルに減速して交差道路の安全を確認していれば、A車との衝突を回避することが可能であったという事実については、合理的な疑いを容れる余地があるというべきである。

#### 総括と展望

自動車運転による死傷事犯は、かつては業務上過失致死傷罪（又は重過失致死傷罪）、平成19年改正後は自動車運転過失致死傷罪、平成25年改正後は過失運転致死傷罪により処断されているが、各加重類型の線引きの難しさが、上記に現れた。各類型の加重論拠を犯罪論的に定位し直すことにより、成立範囲の外延を画定する理論的視座を定立し、その成果を論文に著した。より根本的には、前記(1)とも関連して、上記に顕在化した過失犯の実体及び認定（仮定的な危険の予測と回避）の問題があり、この点についての成果発表及び意見交換も、2020年度の日本刑法学会大会でワークショップをオーガナイズして実施する予定であったが、COVID-19問題により大会が延期されたため、2021年度の大会で実施する。

### (3) 危険運転致死傷罪関係

横浜地判平成 30・12・14 裁判所ウェブサイトについて

被告人が、高速道路上で、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 2 条 4 号所定の被害者運転車両の通行を妨害する目的で危険運転行為をし、さらに、走行する同車の直前に自車を停止させた行為自体は、同号所定の「重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為」とは認められないが、同車に後続する大型車両が衝突したのは、先行する被告人の前記危険運転行為及びこれと密接に関連した前記直前停止行為、被告人の衝突現場付近における被害者のうち 1 名に対する暴行等に誘発されて生じたものであるから、被告人の前記危険運転行為と被害者らの死傷結果には因果関係が認められるとして、被告人に対して危険運転致死傷罪の成立を認めた事例。

宮崎地判平成 30・1・19 判時 2401 号 114 頁について

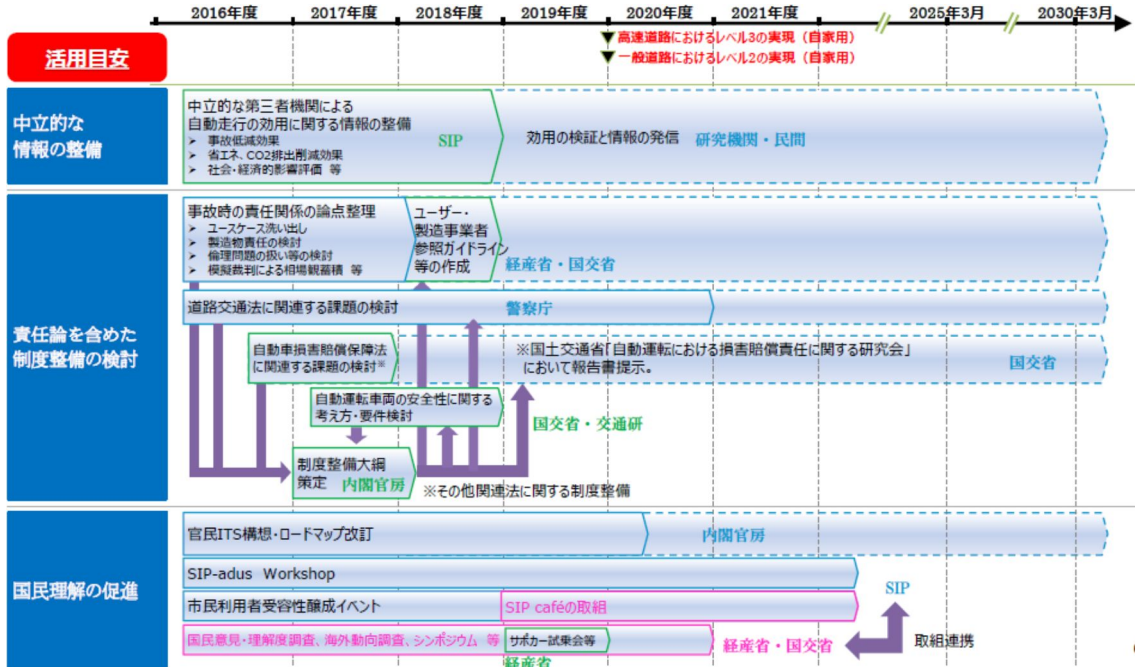
自動車運転致死傷 3 条 2 項・自動車運転致死傷令 3 条 2 号所定の危険運転致死傷罪が成立する旨の主位的訴因が、被告人の車両暴走行為が認知症の影響によるものであった可能性も否定できないことから、それがてんかんの影響によるものであったと認めるには合理的な疑いを入れる余地があるとされて斥けられ、同法 5 条所定の過失運転致死傷罪が成立する旨の予備的訴因が容れられ、懲役 6 年の実刑が言い渡された事例。

#### 総括と展望

危険運転致死傷罪については、その罪質を「暴行の結果的加重犯としての傷害罪・傷害致死罪類似」と見る感覚的理解が広まっているが、それは犯罪論的に誤っているのみならず、現行法の解釈・適用や、将来的な法改正の検討を行う上でも、有意性に乏しい。正しくは、特別に加重された過失犯（又は故意犯と過失犯の中間に新しく生み出された犯罪類型）と理解されるべきである。かかる理解を基礎としてこそ、上記の「あり運転」が（法改正を行うまでもなく）現行の妨害類型の危険運転致死傷罪に当然に該当することを明らかにできるし、上記の病気影響類型の危険運転致死傷罪が病名を限定列挙する（認知症の影響が除外される）建て付けになっていることの立法論的不当性を明らかにできる。この成果の、学会発表・論文発表を行った。

### (4) 当初の予期を超える事象と知見について

自動運転（自動走行）技術の飛躍的進歩に伴い、自動車交通の在り方の変革が差し迫ることとなったのは、当初の予期を超える課題を突き付けるものであった。たとえば自動走行ビジネス検討会（経済産業省・国土交通省）は、報告書「自動走行の実現に向けた取組報告と方針」において、「社会的受容性」の観点から下のようなロードマップを提示している（出典：同報告書）。



自動車交通の自動化を想定した交通刑法の在り方は、警察庁所管の道路交通法について限定的に検討・法改正が行われた点を除くと、あまり研究が進んでいない問題領域である。その緊要性に鑑み、AI 技術の基礎、自動運転車への応用、死傷事故における刑事的対応について、2019 年度の日本刑法学会大会の分科会「AI と刑法」で共同研究者の 1 人を務めたのを機に、新たな研究課題として取り組むこととした。その成果は、既に学会誌に論文発表した。更に 2021 年度から開始する後継研究（研究課題名：CASE 新時代を見据えた交通刑事法のアレンジメント）において、本研究により得られた基礎的知見の応用・発展を図り、具体的な提言に繋げたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 59
2. 論文標題 自動運転車、死傷事故、刑事過失責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 308-321
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 2431=2432
2. 論文標題 福島第一原発水素爆発事件・東電元副社長ら強制起訴事案第1審判決と過失犯についての見せかけのドグマ	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 判例時報	6. 最初と最後の頁 46-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 466
2. 論文標題 過失犯における結果回避可能性（最判平成15・1・24）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 10-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 60
2. 論文標題 あおり運転と危険運転致死傷罪	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 10-17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 769
2. 論文標題 渋谷温泉施設ガス爆発事件に現れた予見可能性の問題 「因果関係の基本的部分」テーゼの克服に向けて	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 17-23
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 730
2. 論文標題 自動車運転致死傷3条2項・自動車運転致死傷令3条2号所定の危険運転致死傷罪が成立する旨の主位的訴因が、被告人の車両暴走行為が認知症の影響によるものであった可能性も否定できないことから、それがてんかんの影響によるものであったと認めるには合理的な疑いを入れる余地があるとされて斥けられ、同法5条所定の過失運転致死傷罪が成立する旨の予備的訴因が容れられ、懲役6年の実刑が言い渡された事例（宮崎地判平成30・1・19）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 33-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 283
2. 論文標題 御殿場市東富士入会地野焼き3名焼死事件（東京高判平成31・1・23）	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 275-288
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/nujlp.283.9	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 279
2. 論文標題 浜松市天竜川下り船転覆死亡事件（東京高判平成29・9・20）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 245-263
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/nujlp.279.9	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 278
2. 論文標題 JR福知山線脱線事故とJR西日本歴代社長らの刑事責任 (最二小決平成29・6・12)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 279-293
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/nujlp.278.9	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 1
2. 論文標題 危険運転致死傷罪は結果的加重犯の一種ではない	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 長井圓先生古稀記念論文集	6. 最初と最後の頁 267-284
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 247
2. 論文標題 危険運転致死傷罪およびいわゆる準危険運転致死傷罪について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 39-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/nujlp.274.2	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 1
2. 論文標題 業務上過失・自動車運転過失の加重根拠	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 西田典之先生献呈論文集	6. 最初と最後の頁 115-135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 51
2. 論文標題 過失犯はいかにして「共同して」「実行」されうるか	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 4-10
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 1505
2. 論文標題 温泉施設爆発事故における保守管理に関する情報を確実に説明すべき説明担当者の業務上の注意義務 (最一小決平成28・5・25)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 平成28年度重要判例解説 (ジュリスト臨時増刊)	6. 最初と最後の頁 196-197
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 古川伸彦	4. 巻 268
2. 論文標題 西条市加茂川園児3名死傷事件 (松山地判平成28・5・30)	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 271-282
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.18999/nuj.jp.268.9	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 古川伸彦
2. 発表標題 過失犯における予見可能性・概観
3. 学会等名 日本刑法学会第99回大会 ワークショップ1「過失犯における予見可能性」 (オーガナイザー: 古川伸彦)
4. 発表年 2021年



1. 発表者名 古川伸彦
2. 発表標題 自動運転車、死傷事故、刑事過失責任
3. 学会等名 日本刑法学会第97回大会 共同研究分科会I「AIと刑法 自動運転車に係る事故処理を中心として」(オーガナイザー: 今井猛嘉)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 古川伸彦
2. 発表標題 [判例研究] 最二小決平成29・6・12刑集71巻5号315頁
3. 学会等名 刑事判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 古川伸彦
2. 発表標題 危険運転致死傷罪・準危険運転致死傷罪について
3. 学会等名 日本刑法学会第95回大会 ワークショップ4「自動車運転死傷行為等処罰法」(オーガナイザー: 杉本一敏)
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 西田典之ほか(編)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 掲載確定(分担執筆)
3. 書名 注釈刑法 第3巻	

1. 著者名 佐伯仁志=橋爪隆(編)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 256 (うち108-109分担執筆)
3. 書名 刑法判例百選 総論 [第8版]	

1. 著者名 佐伯仁志=橋爪隆(編)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 256 (うち116-117分担執筆)
3. 書名 刑法判例百選II各論 [第8版]	

1. 著者名 井田良ほか(編)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 460 (うち11-12、47-54分担執筆)
3. 書名 刑法演習サブノート210問	

1. 著者名 成瀬幸典=安田拓人(編)	4. 発行年 2020年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 470 (うち98-109分担執筆)
3. 書名 判例プラクティス刑法 総論 [第2版]	

1. 著者名 高橋則夫=十河太朗(編)	4. 発行年 2016年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 240(うち65-84分担執筆)
3. 書名 新・判例ハンドブック刑法総論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関